

区画漁業権及び定置漁業権途中免許に係る海区漁場計画（変更）作成基準

令和7年8月7日制定

第1 趣旨

令和5年4月28日付けで公示した海区漁場計画（令和7年6月25日最終変更）のうち区画漁業権（第一種区画漁業に限る。以下同じ。）及び定置漁業権の途中免許に係る海区漁場計画の変更については、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第62条から第64条まで、法第66条第2号に基づく農林水産大臣指示（令和2年11月27日付け農林水産省指令2水管第1626号）、「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（令和2年6月30日付け2水管第499号）」及び「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」に定めるもののほか、この基準によるものとする。

第2 漁業権途中免許に係る基本的な考え方

本県漁業は、平成23年3月に発生した東日本大震災津波により、生産の基盤となる漁船や養殖・定置網等の漁具・資材が壊滅的な被害を受けた。その後、漁業者等の要望に基づく漁船、養殖施設等の施設整備はほぼ完了したものの、漁業生産量は震災前の5～6割程度にとどまっている状況にある。

特に、近年の海洋環境の変化等によって、秋さけ等の主要魚種の極端な不漁が続いており、定置漁業では経営の悪化等の問題が生じている。

また、少子高齢化、人口減少等により漁業者数が減少しており、養殖業では漁場の利用率の低下が懸念される。

このように、海洋環境及び漁場利用が変化している中で、県は平成31年3月に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」において、地域の核となる経営体の育成や、水産業の持続的な発展に向けた取組を進めている。このうち、養殖業では、意欲ある漁業者による規模拡大及び漁場利用の効率化を円滑にするルールづくりの促進や、定置漁業等の漁船漁業や採介藻漁業では、水産資源を持続的に利用するための資源管理及び造成に取り組んでいる。

また、令和4年3月には、県と水産関係団体が共同で「不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リターン宣言」を行ったところであり、主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用及び新たな漁業及び養殖業の導入により、本県水産業の再生を図る取組を行っている。

このような取組の実現に向け、漁業権の途中免許にも柔軟に対応することにより、水産資源の持続的な利用及び水面の総合的な利用を図るとともに、本県の漁業生産力の発展を目指すものとする。

第3 存続期間

免許の存続期間は、漁業調整のため、近隣の漁業権の存続期間終期と合わせる必要があることから、法第63条第1項第5号の規定に基づき短縮し、次のとおりとする。

- 1 区画漁業権 令和8年4月1日（免許予定日）から令和10年8月31日まで
- 2 定置漁業権 令和8年4月1日（免許予定日）から令和11年2月28日まで

第4 海区漁場計画

I 海区漁場計画（変更）の作成

海区漁場計画（変更）は、次の各号並びに第4のII及びIIIに掲げる要件を満たすものについて

作成する。

- 1 現行海区漁場計画に基づき活用されている漁場について、漁場の区域、漁業の種類、名称又は漁業時期に係る変更の要望があること。
- 2 現行海区漁場計画の存続期間中に漁業権を放棄又は放棄することが機関決定された漁場について、引き続き、漁場の総合的利用や高度化を促進するために漁業権設定が必要と判断され、当該漁場を有効に活用する具体的な行使計画（操業計画）に基づいた要望があること。
- 3 原則として、周辺の漁業権者や利害関係者との調整（以下「調整」という。）が図られていること。

II 区画漁業権

区画漁業については、以前から行使者、行使施設台数ともに減少傾向にあったが、東日本大震災津波の影響によりいずれも震災前の約7割まで減少し、近年においては漁業者の高齢化等も相まって、養殖生産量は震災前のおよそ5割まで減少している。

また、近年の海洋環境の変化等により秋さけ等の主要魚種の極端な不漁が続いている中、比較的海況の変化を受けにくく、安定した生産が見込めるさけ・ます養殖や、うに養殖など、新たな養殖業の導入に取り組んでいる。

このような状況を踏まえ、漁場の持つ生産力を十分に活用できるよう、意欲ある漁業者による規模拡大及び地域の枠を超えた漁場の有効活用を円滑にするためのルール作りや、海洋環境の変化に対応した新たな養殖対象種の導入等により、養殖生産量の維持・増大を図り、漁場の有効活用を促進する。

1 第一種区画漁業

(1) 漁業の種類

ア 漁業の種類は、「わかめ養殖業」、「かき垂下式養殖業」、「さけ・ます小割式養殖業」のように魚種名や養殖方法を冠して表示する。

イ 実体を伴う確実な操業が見込まれる漁業の種類に限り計画する。

(2) 漁業時期は、操業の実態に合わせて計画する。

(3) 漁場の区域は、現行海区漁場計画の区域を基本とし、資源管理・漁業経営安定対策による漁場改善計画で設定した適正養殖可能数量を遵守するなど適切な管理が見込まれる区域とする。なお、漁場の分割・規模拡大等は、調整が図られた場合に限り計画する。

また、漁場区域の航路側は、できるだけ隣接漁場と一直線とし、対岸漁場とは平行となるように配置する。

(4) 団体漁業権として設定する場合の関係地区は、自然的及び社会経済的条件により決定するが、漁業調整上支障のない範囲で、各漁協で定めている漁業権行使規則の見直しにより行使者の地区要件を緩和するなど、漁場の有効活用を促進するものとする。

(5) 魚類養殖は、周辺の既存漁場の生産に悪影響を及ぼさないよう、養殖密度の制限等による水質保全の措置が講じられている場合に限り計画する。

(6) かき、ほたてがい及びほや養殖業は、密殖防止の措置が講じられている場合に限り計画する。

(7) 外部から種苗等搬入を必要とする養殖種にあつては、適正な防疫対策が講じられている場合に限り計画する。

(8) 免許の条件は、概ね従前の例による。

なお、標識（昼間は標識物標、夜間は黄色標識灯）の設置は、次の基準による。

ただし、海上保安庁が設置した防波堤灯台のある漁港又は夜間における出入港船舶がある漁港において、その海域が出入港のための常用針路筋となっている場合は、所管海上保安部署と協議の上、夜間標識灯の設置についてその指示に従うこと。

ア 航路に面する漁場（隣接漁場を含めた全体の漁場をいう。以下同じ。）の角に1個

イ 航路に対し平行に面する漁場であって、アにより設置した標識灯の間隔が1,800メートル以上となる場合は、その中間に900メートルないし1,800メートルごとに1個

ウ 船舶交通が輻輳する水面に面する漁場であって、船舶の航行の安全を確保するため必要があると認められる箇所ごとに1個

Ⅲ 定置漁業権

定置漁業は、本県の主要な対象魚種である秋さけの漁獲量が、平成8年をピークに減少し、特に、近年は温暖化による海洋環境の変化等により、漁獲量は更に激減しており、漁業者等は厳しい経営を余儀なくされている。また、従事者の高齢化や、次代を担う若年の従事者不足も深刻な状況となっている。

一方、近年の夏漁は、するめいかが著しい不漁となっているものの、本県沖への来遊が増えており、ぶりやまいわし等の漁獲量は比較的高位で安定している。

このため、定置漁業は、水産資源の保存及び管理に努めながら、漁獲動向に対応した安定的な経営を目指していく必要があり、引き続き、経費の節減や採算性の低い漁場の操業体制見直しなどを推進し、経営の改善と安定化を促進するものとする。

また、くろまぐろについては、安定的で持続的な資源の利用を図るために、漁獲可能量を遵守し、適切な資源管理に努めるものとする。

1 既存漁場

既存漁場に係る海区漁場計画は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 存続期間中に漁業権を放棄又は放棄することが機関決定された漁場については、操業計画等により確実な操業が見込まれ、秋さけ及びくろまぐろ資源の保護に配慮した場合に限り、新規の漁業権として計画する。

(2) 夏網の漁業時期及び漁場の区域は、原則として現行どおりとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合及び調整が図られた場合はこの限りでない。

(3) 秋網及び周年網の漁業時期及び漁場の区域は、原則として現行どおりとするが、調整が図られていることを前提に、次の場合に限り漁業時期の変更、沖出し又は移動等を認めることがある。

ア 秋さけに対する漁獲圧が増加しない場合。この場合の区域は、秋さけ及びくろまぐろ資源の保護に配慮して調整する。

イ 現行の漁場が、大型クラゲや災害等による被害が他に比べ著しく大きいと認められる場合。この場合の区域は、必要最小限の範囲内とする。

ウ やむを得ない事情があると認められる場合。この場合の区域は、必要最小限の範囲内とする。

2 免許の条件は、次に掲げる事項を付す。

- (1) 標識（昼間は標識物標、夜間は黄色標識灯）の設置を義務付けること。
- (2) 元地付近において、航路の確保を義務付けること。
- (3) さけ親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合は、これに従わなければならないこと。
- (4) さけ稚魚保護のため、次のとおり網目制限をすること。ただし、内湾漁場と外海漁場の区域は、別記のとおりとする。

漁場区分	期 間	箱網の網目の大きさ
内湾漁場	4月1日から5月10日まで	4.3センチメートル（8節）以上
外海漁場	4月10日から5月20日まで	5.0センチメートル（7節）以上

- (5) 漁場の区域内の身網、垣網等の敷設を制限すること。
- (6) その他知事が必要と認める事項

別記（第4のⅢの2の(4)関係）

1 内湾漁場

次の表の左欄に掲げる湾内において、それぞれ同表右欄に掲げる線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内的の漁場とする。

名 称	線
久慈湾	牛島と七折りを結んだ線
野田湾	久慈市久喜中沢橋と松磯崎を結んだ線
宮古湾	大モリと追切崎を結んだ線
山田湾	明神崎と藤五郎鼻を結んだ線とその延長線
大槌湾	浪ノ助鼻と長崎を結んだ線
釜石湾	鷲の巣崎と大刀根崎を結んだ線とその延長線
唐丹湾	嫁ヶ崎と赤磯島を結んだ線とその延長線
吉浜湾	弁天崎と大ソレ崎を結んだ線
越喜来湾	鬼間ヶ崎と嫁ヶ崎を結んだ線
大船渡湾	浪板と長磯を結んだ線
広田湾	次の各点を順次に結んだ線 大陽崎、北緯 38 度 58.312 分・東経 141 度 39.108 分の点、岩手県と宮城県との境界にある境石

2 外海漁場

1 以外の区域にある漁場とする。